

2018年度地方財政計画について

飛 田 博 史

2017年12月22日に2018年度政府予算案が閣議決定され、あわせて2018年度地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）が公表された。さらに、2018年1月22日の政府予算案国会提出後の25日には全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議が開催され、地財対策の詳細が示された。

なお、地方財政見通しの最終的な姿である地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）については、例年通り2月初旬に閣議決定される予定である。

本稿は1月25日現在に入手した地財対策関連資料をもとに、2018年度の地財計画のポイントおよび分析を通じて今後の地方財政を展望するものである。

なお、地財対策関連資料については**巻末資料1、2**を参照されたい。

1. 地財計画と地財対策の概況

(1) 背景

◆ 概算要求

昨年8月末の概算要求時の収支見通し仮試算をみると地方財政規模が87.2兆円（前年度比1.2% 以下カッコは伸び率）、一般財源総額は62.5兆円（0.6%）、水準超経費を除いた一般財源では60.6兆円（0.5%）であった。

歳出では給与関係経費が人事院勧告の伸びにもとづき20.5兆円（0.7%）、一般行政経費が社会保障関係費の増加分を織り込み37.2兆円（1.8%）で、単独事業については14.2兆円（1.0%）とした。そのほか、投資的経費や段階的に縮小している地域経済基盤強化・雇用等対策費などは前年度比同額で要求した。

一方、歳入では地方税等（地方譲与税含む）が42.0兆円（0.6%）、地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）が15.9兆円（▲2.5% ▲はマイナス）、国庫支出金が

13.8兆円（1.7%）、地方債が9.7兆円（5.7%）、うち臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）が4.6兆円（12.9%）などとなっており、地方税の増収見通しと臨財債の発行増により交付税総額を4,000億円程度圧縮する要求となっている。

これは交付税の法定率分を含む一般会計からの繰り入れが微増にとどまる見通しのもとで、例年通り交付税特別会計剰余金の活用を見込まずに、公庫債権準備金については3,000億円の活用にとどめたためである。

◆ 基金問題

2017年5月11日の経済財政諮問会議において、民間議員が近年の自治体の基金残高が急増していることを指摘し、総務省に要因を分析し2018年度の地財計画に反映させるよう提言し、安倍総理も高市総務大臣に実態調査の指示をした。

また、財政制度等審議会（以下「財政審」と呼ぶ）の建議（同年5月25日）においても、2015年度決算の基金残高総額が10年前から7.9兆円増加しており、その増加要因の分析や検証を踏まえて地財計画に反映することが明記された。

これを受けて総務省では5月末から8月末にかけて基金の全国調査を行い、11月に調査結果がとりまとめられた。

それによれば、増加分7.9兆円のうち2.7兆円が不交付団体であり、そのほとんどが東京都と特別区であること。交付団体の5.3兆円のうち2.1兆円は地域医療介護総合確保基金や後期高齢者医療財政安定化基金など、国の制度にもとづく基金であること。残りの3.1兆円についても、公共施設等の老朽化対策等、災害対策、景気動向による法人関係税等の変動などであり、全体として余裕財源を積み立てているわけではないという結果が示された。

諮問会議や財政審などが示す根拠にも疑問がある（巻末資料参照）。

指標として基金残高に対する基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）の比率を用いているが、財政審の建議では「標準的な行政需要として算定された基準財政需要額」と既述されている。需要額はあくまで財源保障の対象となる一般財源総額から留保財源や特別交付税などを充当する行政需要を控除したものであり、これを計算の基準とすることは基金比率を高めに見せることになり問題がある。

また、年々の需要額も留保財源の変動の影響を受けるため、基金残高比率は必ずしも同じ条件で算定されていない。また、用いられる需要額も臨財債控除後の数値とみられ、比率が過大に算定されてしまうといった技術的な誤りもある。

このほか、基金残高の分析期間についても、三位一体改革による交付税削減や

リーマンショックにともなう財政危機などで、基金の取り崩しが進んだ時期（2003～2012年度）の平均と直近を比較しており、基金の増加局面が強調される表記となっている。

一方、総務省の作成資料では1989年度からの推移が記載されており、1992年の20.7兆円から減少に転じ、三位一体改革項を底として増加に転じ、直近の2016年度決算の速報値が21.5兆円（東日本大震災分除く）と最高水準となっている。ただし、標準財政規模との比率でみると0.36倍とおおむね1995年度水準であり、著しく高いとはいえない。

さらに東京都・特別区を除くと標準財政規模との比率は0.32倍程度で、1989年度以降の平均値をわずかに上回る程度であり、残高が多額であるという指摘は大都市や小規模自治体など財政力の多寡にかかわらず根拠があいまいであり、交付税削減のための議論である。

基金の適正水準は制度上のルールや指標がないゆえに、各自治体の民主主義的手続きにしたがって決定されるべきものである。基金総額の増加傾向だけをとらえて、国が安易な自治体財政の余裕論を展開するのは容認しがたい。

ただし、自治体側についても財政運営上の説明責任が求められる。今回の総務省の調査によれば、財政調整基金の積立ての考え方について市町村の複数回答でもっとも多かったのが「決算状況を踏まえ、可能な範囲で積立」（回答率76%）ついで「標準財政規模等の一定割合」（回答率24.2%）であった。各基金の水準には自治体固有の事情があり、必ずしも一定のルールを設定することが適切とは限らないが、少なくとも基金積立に関する考え方については議会や市民向けに丁寧な説明すべきである。

◆ 基本方針2015と一般財源総額確保

地財計画では歳出において標準的な行政経費の見積もりを行い、歳入において交付税の所要額（交付税総額）を決定して最終的に収支を均衡させ、これらを通じて地方全体の一般財源総額を保障している。

小泉政権の三位一体改革で一般財源総額が大幅に削減されて以降、政府の経済財政運営の方針にしばしば「一般財源総額の確保」が明記され、新年度における安定的な財源保障の見通しをつけてきた。

最近では「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「基本方針」と呼ぶ）において、一般財源総額を2018年度まで2015年度を下回らない水準で確保することが

明記され、複数年度にわたる一般財源総額の目安とされてきた。

2018年度はその最終年度となるなかで、既述の基金問題を背景に一般財源総額確保をめぐる総務・財務両省の厳しい折衝が予想されたが、大きな混乱もなく一般財源総額微増で決着した。

なお、地財計画における基金問題が決着したわけではなく、2019年度以降の地財計画をめぐり、今後も議論が続く見通しである。

(2) 概況（図表1、図表2）

地財計画の規模は、東日本大震災分を除く通常分で約86兆9,000億円（0.3%）で、2013年度以降6年連続で増加した。

一般財源総額についても62兆1,159億円（0.1%）、水準超経費を除く金額では60兆2,759億円（0.0%）と微増となり、基本方針2015の既定路線が踏襲された。

ただし、概算要求時の地方財政収支の仮試算を踏まえると、いずれの伸びもこれを下回り、基本方針2015以降ではもっとも低い伸びとなり、かろうじて基本方針が堅持された。

交付税総額は16兆85億円（▲2.0%）と地方税および地方譲与税の伸びによる財源不足の縮小により、2013年度以降6年連続で減少している。

また、交付税の代替財源である臨財債は3兆9,865億円（▲1.5%）と2年ぶりに減少し、交付税と臨財債をあわせた実質的な交付税総額は19兆9,950億円と6年連続で減少した。

地財見通しのベースとなる政府の2018年度経済見通しでは名目GDP成長率が2.5%、実質GDP成長率が1.8%と昨年度の見通し（名目2.5%、実質1.5%）と同様の高い伸びを見込んでいる。

大手シンクタンク（9機関）⁽¹⁾の予測においても緩やかな経済成長が続くと見ているものの、予測平均は名目1.7%、実質で1.2%であり、新年度の地財計画がこれを上回る見通しを前提としている。

(1) 農林中金総合研究所、第一生命経済研究所、みずほ総合研究所、日本経済研究センター、日本総合研究所、ニッセイ基礎研究所、大和総研、三菱UFJリサーチ&コンサルティング、三菱総合研究所（2017年12月20日現在の予測）。（「ながさき経済」2018年新年号（株）長崎経済研究所 参照）

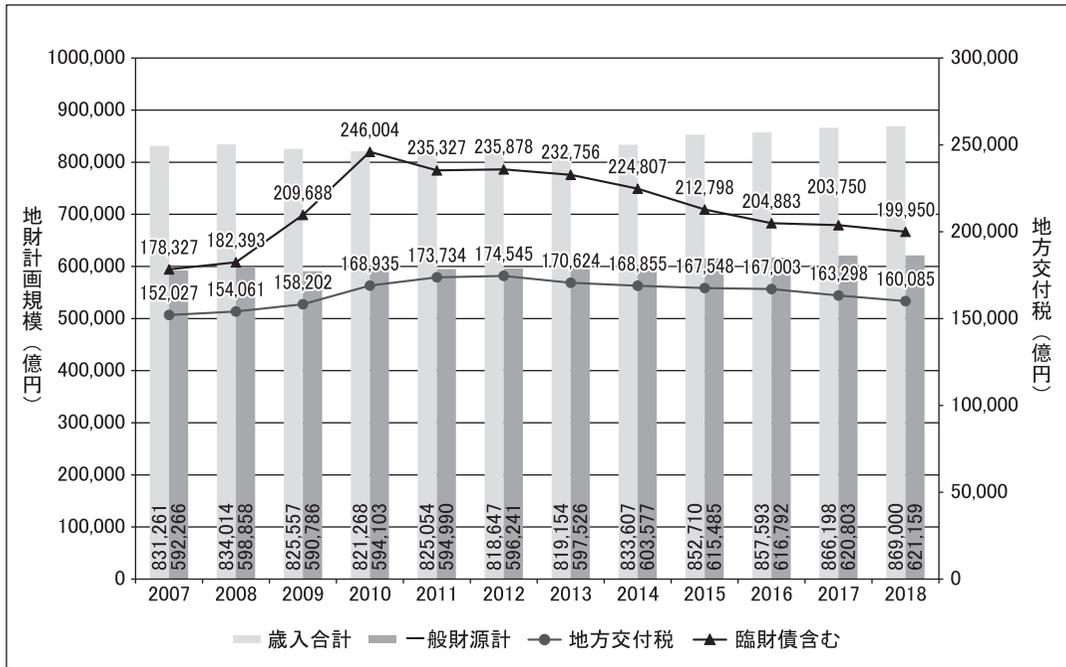
図表 1 2018年度地財計画および地財対策の全体像（通常収支分）

（単位：兆円）

地財対策	歳 入	歳 出
○一般会計交付税加算 0.7 (▲45.8%)	財源不足6.2 (▲11.4%)	給与関係経費20.3 (▲0.1%) うち、退職手当以外 18.7 (0.3%)
○一般会計以外からの 交付税加算 国税決算精算分繰延0.2 (皆増) 交付税特会剰余金0.1(▲77.9%) 機構準備金0.4 (前年同)	地方交付税法定率分14.6 (国税決算精算・特会債還後) 〔 地方交付税法定率分 (精算等前) 15.5 (2.5%) 〕	一般行政経費 37.1 (1.4%) うち、補助20.2 (2.3%) うち、単独14.1 (0.3%) うち、まち・ひと・しごと 創生事業費1.0 (前年同) うち、重点課題対応分 0.25 (前年同)
○地方債増発 財源対策債0.8 (前年同) 臨時財政対策債4.0 (▲1.5%)	地方債 (臨時財政対策債等除く 通常債) 4.4 (2.0%)	投資的経費11.6 (2.3%) 直轄・補助5.8 (1.4%) 単独事業5.8 (3.2%) うち、緊急防災減災事業費 0.5 (前年同) うち、公共施設等適正管理 推進事業費0.5 (37.1%)
* (図中の数字は兆円 カッコ内 は前年度増減率、▲はマイナス)	地方税 39.4 (0.9%) 地方譲与税 2.6 (1.5%)	維持補修費1.3 (3.8%)
* 四捨五入の関係で積み上げが 合計と一致しない箇所あり	地方特例交付金0.15 (16.3%)	公債費12.2 (▲3.0%)
○一般財源総額 62.1兆円 (0.1%) (水準超経費除き) 60.3兆円 (0.0%)	国庫支出金13.7 (1.1%)	その他4.4 (1.5%)
○地方交付税総額 16.0兆円 (▲2.0%)	その他5.8	
○地方債合計 9.2兆円 (0.3%)		
	地方財政規模 86.9兆円 (0.3%)	

（資料） 2018年度地財計画資料より作成

図表 2 地財計画、地方交付税の推移



(資料) 各年度地財計画資料より作成

(3) 地財対策 — 財源不足対策

次に財源不足の状況とその地財対策についてみてみよう。

図表 3 は2008年度以降の地財対策の内訳である。

歳出見通しと通常の歳入見通しの差である財源不足は、地方税等および交付税の法定率分の各増収見通しにより、6兆1,783億円 (▲11.4%) と2年ぶりに縮小した。

地財対策の主な柱は以下の通りである。

◆ 一般会計加算

交付税の増額を図る一般会計からの加算は7,022億円 (▲45.8%) と大幅に減少した。

● 既往法定分5,367億円

このうち、過去の地財対策分として補てんされる既往法定分が5,367億円 (う

図表3 地財対策（財源不足補てん）の状況

(億円)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
一般会計加算	6,744	32,784	76,291	58,866	58,613	54,176	41,186	21,155	8,283	12,958	7,022
内訳											
既往法定分	6,744	7,231	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367
臨時財政対策加算		25,553	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655
別枠加算			14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300			
財源対策債の発行	15,400	12,900	10,700	9,400	8,200	8,000	7,800	7,800	7,900	7,900	7,900
臨時財政対策債の発行	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333	62,131	55,951	45,249	37,880	40,453	39,865
内訳											
既往債償還分等	28,332	23,933	23,189	23,439	22,972	26,086	29,513	30,720	35,133	33,802	38,210
新規発行分		27,553	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655
その他	2,000	7,494	18,108	12,593	8,700	8,500	1,000	4,000	2,000	8,400	6,995
内訳											
国税決算精算分の先送り		4,994	6,596								2,245
交付税特別会計償還先送り			7,812	7,593						1,000	
交付税特別会計剰余金活用			3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	750
公庫債権金利変動準備金活用					3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000
減取補てん特例交付金		500									
特別交付金	2,000	2,000									
合計（財源不足額）	52,476	104,664	182,168	142,452	136,846	132,808	105,938	78,205	56,063	69,710	61,783

(資料) 各年度地財計画資料より作成

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(注) 2008、2009年度も交付税特別会計の剰余金活用は行われているが、当時の地財計画資料では財源不足補てん策としては記載されておらず、その意味では財源不足の定義自体にブレがみられる

ち公共事業等臨時特例債の利子負担額等⁽²⁾3,367億円、投資的経費と一般行政経費の各単独事業の決算と計画の乖離是正分の後年度交付税措置分⁽³⁾の一部2,000億円)。

● 臨時財政対策加算1,655億円

地方交付税法第6条の3第2項では、交付税の法定率と所要額の乖離が中期

(2) 1983年の臨時行政調査会最終答申にもとづき1993年に投資的経費関連の国庫補助負担金率の引き下げが恒久化されたことにともない、地方負担の増加分の財源補てん策として講じられた特例債の一つ。同元利償還金の利払費などの一部は後年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れられている

(3) 2005～2007年度にわたり行われた地財計画の決算と計画の乖離是正の結果生じた財源不足に対する後年度の地財対策のこと。当時、単独事業について投資的経費の削減と一般行政経費の増額を一般財源ベースの見合いで行った結果生じる財源不足分(投資的経費は起債充当分を含め一般行政経費の倍の削減が行われるため)について、臨時債で全額補てんした。その後、総務・財務大臣の覚え書き(2010年12月22日付け、2015年1月12日付け)にもとづき、後年度の交付税加算により調整するとされたもの。最近では2兆9,224億円のうち、おおむね2,000億円程度が加算されている

的に生じる場合は「地方行財政の制度改正」または「法定率の引き上げ」を行うこととされているが、現状では困難なため、2001年度以降、総務・財務両大臣の取り決めにもとづく「国と地方の折半ルール」にもとづき、国と地方で負担する地財対策が講じられている。

具体的には、一般会計加算の既往法定分および財源対策債による地方債増発分を除く財源不足について、国が一般会計加算、地方が臨財債でそれぞれ半分を負担する。「臨時財政対策加算」とはこのうちの国負担分である。

2018年度の地財対策では1,655億円（▲75.1%）と大幅に減少した。ちなみにリーマンショック後の2010年度地財対策では5.4兆円が加算されており、年々の財源不足の縮小にもなって減少してきた。今回、基金問題のなかで地財対策が無難な決着をした背景には、一般会計加算が大幅に軽減されたことがあるとみられる。

◆ 地方債の増発

● 財源対策債7,900億円

建設地方債の充当率引き上げ部分にあてる財源対策債は7,900億円（前年同）であった。図表にあるようにかつては1兆円を超えていたが、公共事業の減少にともない年々規模が縮小し、2014年度には7,800億円にいたったが、2016年度以降は7,900億円で推移している。

● 臨時財政対策債

臨財債は既述の通り3兆9,865億円と2年ぶりに減少した。このうち国と地方の折半ルールにもとづく地方負担分である新規債は1,655億円にとどまり、残りは既発債の元利償還金相当額である。

臨財債は地方財政法の附則にもとづき、期限付きの「臨時」的な措置として発行が認められているが、附則の改正を重ねて経常化しており、直近では2017年度から2019年度までの期間となっている。

年々の元利償還金相当額が全額臨財債でまかなわれている状況は、事実上の借り換えと見なすことができ、交付税算定のレベルで見れば、元利償還金が100%需要額に算入されながら、相当額が臨財債発行可能額で需要額から控除されていることになる。

すでに地方債残高の3分の1を臨財債が占めるなかで、既発債償還相当額の全額発行から離脱し、残高縮小へ向けた出口戦略の検討が必要である。

◆ その他の対策

一般会計加算以外の交付税総額の確保策としては、新規も含めて3つの対策が講じられた。

● 国税決算精算分2,245億円

交付税の原資となる法定率分（国税5税の一定割合）は、国税の当初予算計上額にもとづいており、決算とのかい離が生じる場合、年度内の補正や翌年度以降の地財対策の段階で、交付税総額に減額する「精算」の手続きが講じられる。

2018年度は、本来であれば2016年度の国税決算の下振れ分の一部2,245億円を交付税総額から控除する予定であったが、これを2022～2026年度に繰り延べた。

国税決算精算繰り延べの地財対策は2010年度以来である。

なお、2016年度は決算見込みとなる補正予算段階でも減額補正しており、これについては予定通り、他の年度とともに控除している。

● 交付税特別会計剰余金750億円

交付税特別会計借入金の利払費の予算残であり、毎年度の予算残の繰越額を積み立てて活用している。昨年度、3,400億円をあてたが、今年度は750億円にとどまった。

図表4は、2010年度以降の交付税特別会計借入金利払費不用額の繰入額と地財対策における特会剰余金活用分の推移である。

利払費不用額は2012年度までは3,000～4,000億円台と比較的多く発生していたため、剰余金活用額も3,000～5,000億円台となっている。

ところが2013年度以降は2,000億円を下回っており、日銀の金融緩和政策による低金利を背景に利払費の予算枠が縮小したものと推察される。2010～2016年度の合計では不用額が1兆8,302億円、活用額が1兆7,900億円とおおむねバランス

図表4 交付税特会剰余金の活用と剰余金等繰越額の推移

(億円)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2010～2016年度 合計
交付税特会借入利払費不用額（前年度繰越分）	4,066	4,852	3,623	1,897	1,227	1,329	1,308	不明	不明	18,302
交付税特会剰余金活用	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000	活用なし	3,400	750	17,900

(資料) 財務省「特別会計ガイドブック」および地財計画資料より作成

がとれており、複数年度でほぼ全額を活用しているとみられる。

資料の都合上2017年度以降の不用額は不明であるが、2017年度の3,400億円は前年度の不用額と積み立てて2年分を活用し、2018年度は不用額の残高が少なくなったため少額となったと推察される。

いずれにしても低金利を背景に利払費の不用額の発生は小幅になっており、地財対策における剰余金の活用の余地はあまり期待できないだろう。

● **公庫債権金利変動準備金4,000億円**

全自治体出資の自治体向け融資機関である地方公共団体金融機構が、旧地方公営企業金融公庫から引き継いだ債権の金利変動準備金の不用額を活用したものであり、前年度同額の4,000億円があてられた。

同準備金は地方公共団体金融機構法にもとづき、総務・財務両大臣の判断で不用額を国庫帰属させることができるため、これを改めて交付税特別会計に繰り入れて活用している。

図表5は地財対策で準備金の活用を始めた2012年度以降の状況である。

これまで3回にわたり繰り入れを追加しており、直近では2017年度から2019年度にわたり8,000億円を確保した。

2019年度へ向けた活用枠の残高は1,000億円となり、今後の見通しは明らかにされていないが、低金利の環境が継続するならば、新たな活用枠の追加の可能性もある。

図表5 公営企業金融公庫債権金利変動準備金の繰り入れ状況

期間ごとの繰り入れ総額	各年度の交付額（億円）						
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
2012～2014年度（総額1兆円）	3,500	6,500					
2015～2017年度（総額6,000億円）				3,000	2,000	1,000	
2017～2019年度（総額8,000億円）						3,000	4,000

（資料） 各年度地財計画資料より作成

（4） 東日本大震災分

東日本大震災以降、地財計画の別枠として東日本大震災分が創設され、被災地の復旧・復興事業と全国防災減災事業の区分からなる。

復旧・復興事業は約1兆1,100億円（▲13.6%）、全国防災事業は1,035億円（9.4%）で、復旧・復興事業のうち約9,800億円が直轄・補助事業、1,026億円が地方単独事業費。全国防災事業はすでに終了した防災減災事業の元利償還金が計上されている。

また、復旧・復興事業および全国防災事業の各一般財源充当分は、事業実施にともなう自治体負担分を地財計画の通常分から相当額を控除し、東日本大震災分に移したものである⁽⁴⁾。

復旧・復興事業は2016年度から減少に転じる一方、全国防災事業は元利償還金の増加により2018年度は増加しており、全体として震災事業の終了へ向けて推移している。

政府は2016年度から5年間を「復興・創生期間」と位置づけて、東京オリンピックをその到達点に見据えて、被災自治体（特に市町村）や住民を追い立てるように復興政策を進めている。しかし、被災自治体からは復興事業の延長や弾力化を求める声が強く聞かれ、被災住民にいたっては暮らしの復興は遠い道のりである。

地財計画枠の地方単独事業には、地方自治法にもとづく職員の派遣などのソフト面の経費も計上されていることから、被災地の財源保障枠としての役割は依然として重要である。

東日本大震災分を「ハード」から「ひと」を中心とした被災地の標準的行政水準として捉え直し、息の長い復興を支える橋頭堡とする財源保障枠のあり方を検討する必要がある。

2. 主な歳出の状況

歳出の全般的な傾向に大きな変化はなかったが、歳出特別枠が廃止された点では経費算定の構造は節目を迎えたとみることができる。

（1） 2018年度の注目点

◆ 歳出特別枠の廃止と他の経費の充実

2009年度のリーマンショックの地財対策以来、地財計画に臨時的かつ包括的な経

(4) 復旧・復興事業については、従来、全額国費であったが復興集中期間が終了した2016年度以降、一部の被災自治体を除き事業費の1～3%を要することになった

費として歳出特別枠⁽⁵⁾が設けられ、交付税総額および一般財源総額の充実がはかられてきた。

2012年度からは「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として、最大1兆4,950億円が計上された。

歳出特別枠は交付税算定においても、単位費用の引き上げによる算定の充実や「地域経済・雇用対策費」による小規模自治体への交付税配分に寄与してきた。

しかし、政府の中期財政計画（2013年8月8日閣議了承）や基本方針2013（2013年6月14日閣議決定）などにおいて、リーマンショック対策の「危機モード」から「平時モード」への回帰が打ち出され、2014年度から段階的に削減され、2018年度に廃止にいたった。

2018年度の削減分1,950億円については、公共施設等適正化管理推進事業費で1,300億円、公共施設等の維持補修費で250億円、社会保障関係の地方単独事業費で400億円、それぞれ充実がはかられた。

図表6は2014年度以降の歳出特別枠の削減にともなう各種経費の対応状況である。

各項目の傾向をみると、公共施設等老朽化対策関係（公共施設等適正化管理推進事業費および維持補修費の充実）、社会保障関係（一億総活躍プランおよび地方単独事業の増）、地方創生関連（地域の元気創造事業費、まち・ひと・しごと創生事業費）、重点課題対応分（自治体情報システム整備、高齢者コミュニティ対策、森林吸収源対策）に整理される。

地方創生関連を除けば、これまでの臨時的かつ包括的な経費から経常的かつ具体的な経費へと置き換えられたとみなすことができ、財源保障の安定性や予見可能性の面から評価できる。

ただし、歳出特別枠は一般財源充当経費であったのに対し、もっとも金額が大きい公共施設等老朽化対策関連は事業費の9割が起債（公共施設等適正化管理推進事業債）であることから、一般財源ベースでみれば代替的な経費とはなっておらず、この経費に限っていえば、一般財源保障の水準は実質的には削減されたとみることができる。

また、公共施設等老朽化対策は都市部に投資額が集中する事業であり、小規模自

(5) 地財計画では「地域経済基盤強化・雇用等対策費」を「歳出特別枠」と呼んでいることから、これにしたがって記述している。また、「地域の元気創造事業費」や「まち・ひと・しごと創生事業費」は適宜「地方創生関連」と呼ぶ

図表6 歳出特別枠の削減にともなう経費充実対策

(億円)

		2014	2015	2016	2017	2018	累計
新規・ 充実 経費	地域の元気創造事業費	3,000					3,000
	まち・ひと・しごと創生事業費		1,500				1,500
	公共施設等適正管理推進事業費（旧公共施設等最適化事業費）		1,000	1,000	1,500	1,300	4,800
	維持補修費の充実		1,244	597		250	2,091
	重点課題対応分			2,500			2,500
	一億総活躍プラン（保育士・介護士処遇改善）				1,000		1,000
	社会保障関係の地方単独事業の増					400	400
合 計		3,000	3,744	4,097	2,500	1,950	15,291
地域経済基盤強化・雇用等対策費削減額		-3,000	-3,500	-4,000	-2,500	-1,950	-14,950

(資料) 各年度地財計画資料より作成

治体の財源保障に配慮した歳出特別枠とは対照的な経費であり、歳出特別枠の廃止による都市自治体と小規模自治体の需要額の格差拡大が懸念される。

そのほか、2014、2015年度の地方創生関連は、新たな臨時的な経費に移行したに過ぎず、歳出特別枠の経常経費化は不十分である。その点では現在のまち・ひと・しごと創生事業費のあり方も今後の課題である。

◆ 公共施設等適正管理推進事業費の拡充

公共施設等の老朽化対策が近年の課題となるなかで、2014年に、国が公共施設等総合管理計画の策定を自治体に求め、計画策定自治体に対する策定費用の特別交付税措置や公共施設の除却や複合化などに対する一般単独事業債の特例措置を講じた。

地財計画においても2014年度により「公共施設等最適化事業費」を計上し、2017年度には「公共施設等適正管理推進事業費」と改称し、金額と事業内容を充実させてきた。

2018年度は巻末資料にあるように事業費を3,500億円から4,800億円に拡充し、対象事業については長寿命化対象事業の拡充、ユニバーサルデザイン化事業の新設を加え、さらに長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業については、同事業債の元利償還金の交付税措置率を、従来の30%から財政力に応じて30～50%に拡充した。

この交付税措置率は財政力の低い自治体で高い率が適用され、歳出特別枠の廃止にともなう小規模自治体の交付税算定の激変緩和措置を織り込んだものである。

ただし、既述のように公共施設等の老朽化対策は、財政需要および財政力の両面からみて都市部中心の事業であり、財政力の低い小規模自治体における事業実施には限界がある。また、過疎指定を受けた自治体では過疎債による有利な起債があるなかで、こうした交付税措置率の効果には疑問がある。

(2) 主な経費の状況

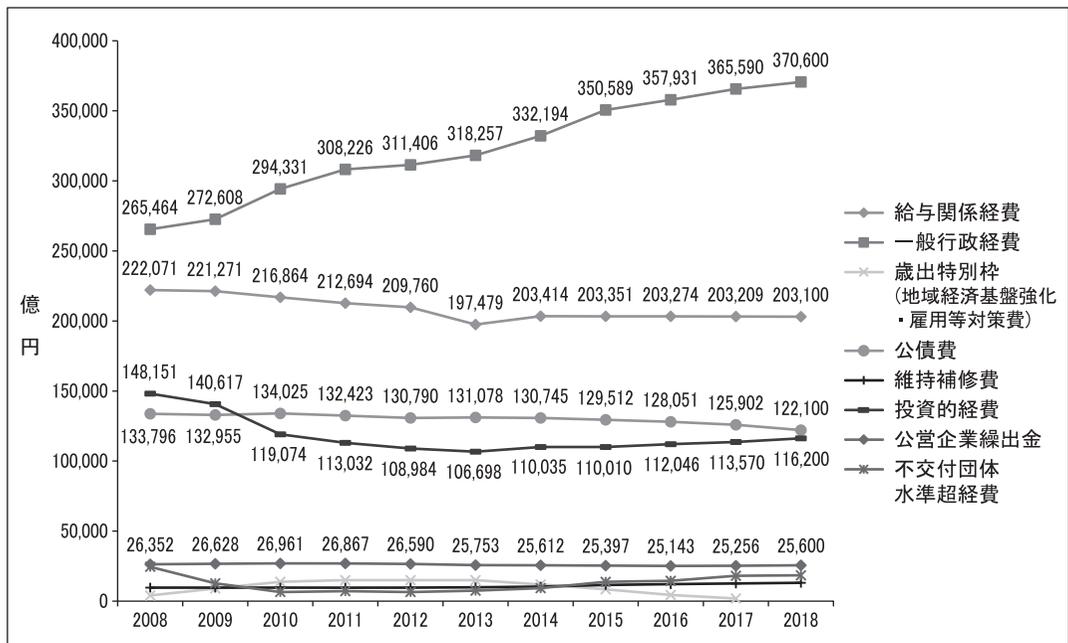
図表7は2008年度以降の主な歳出項目の推移である。

一般的には増減の傾向には大きな変化がみられず、社会保障経費の増加などともなう一般行政経費の増加、給与関係経費の横ばい、公債費の減少傾向、投資的経費の微増といった状況である。

◆ 給与関係経費

給与関係経費の職員数は関係法令や定員管理調査結果など、給与水準や伸び率に

図表7 地方財政計画（歳出）の状況



(資料) 各年度地財計画資料より作成

については地方公務員給与実態調査や全国の人事委員会勧告の給与改定率などを踏まえて計上される。

総額は約20兆3,100億円（▲0.1%）であるが、退職手当分を除くと18兆7,300億円（0.3%）と微増となっている。

同経費は2000年代半ばの三位一体改革やその後の集中改革プラン（2005～10年度）、2013年度の臨時的削減などを通じて減少傾向にあったが、2014年度以降はほぼ横ばいで推移している。ただし、計画人員については引き続き減少傾向にあり、2018年度は総数で84人減となっている。

なお、主な職種別の計画人員の増減状況は、義務教育諸学校の教職員が1,381人純減、公立高校・公立大学等の教職員が2,352人減、一般職員（警察官等除く）が3,149人増、消防職員は500人増などとなっている。

◆ 一般行政経費

一般行政経費では補助事業、通常の単独事業のほか、まち・ひと・しごと創生事業費、重点課題対応分が計上されている。

総額は約37兆600億円（1.4%）と社会保障経費を中心とする自然増や経費の充実により増加傾向となっている。

増加項目の中心は補助事業約20兆2,400億円（2.3%）で単独事業は約14兆600億円（0.3%）にとどまる。

政府は消費増税の使途変更による2兆円政策パッケージを打ち出し、十分な財源の裏付けのないまま、幼児教育の無償化や保育所整備などの子育て支援策を喧伝しているが、国の政策と併行して重要なのは地域のニーズに対応する地方単独事業であり、その伸び率が抑制されていることは、自治体の弾力的な政策展開を制約することになる。

その点では一般財源総額が微増にとどまったことは、間接的には一般行政経費の地方単独事業の抑制が犠牲になったとみることができる。

◆ 投資的経費・維持補修費

投資的経費は約11兆6,200億円（2.3%）で2014年度以降増加傾向となっている。このうち直轄・補助事業が約5兆8,100億円（1.4%）、単独事業も約5兆8,100億円（3.2%）と公共施設老朽化対策の充実などにより単独事業の伸びが高くなっており、単独事業の額が直轄・補助事業と同水準となったのは、2000年以降では初め

てである⁽⁶⁾。

維持補修費についても公共施設の老朽化対策の事業拡充と平仄を合わせて約1兆3,100億円(3.8%)と2012年度以降増加している。

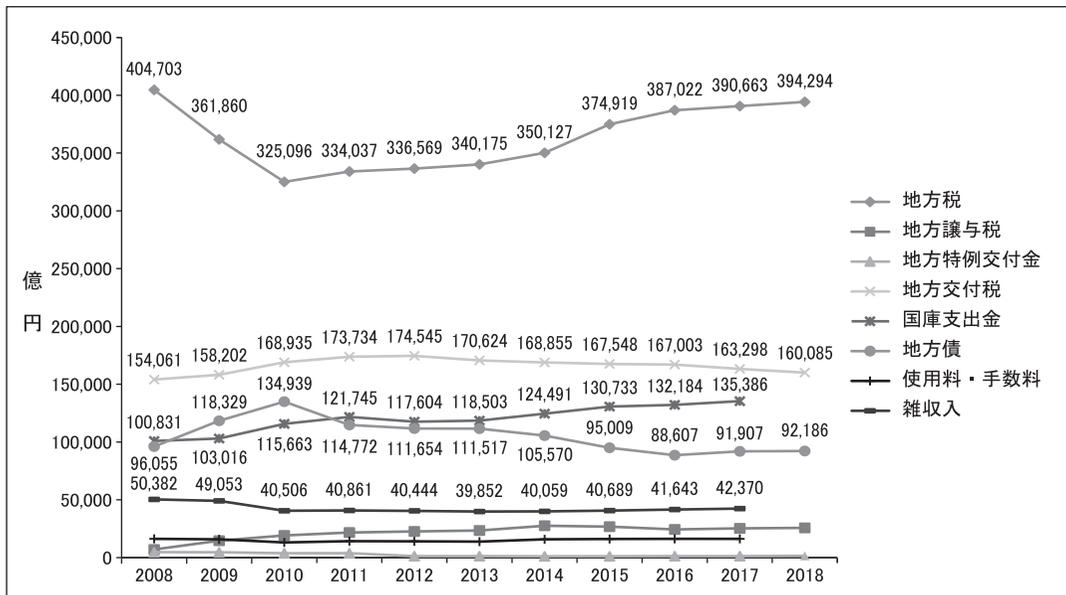
3. 主な歳入の状況

図表8は歳入の推移である。なお、国庫支出金、使用料・手数料、雑収入については地財対策の段階では未確定のため、グラフが一部記載されていない。

◆ 地方税・地方譲与税

地方税は39兆4,294億円(0.9%)とリーマンショック後の2010年度以来、増加傾向が続いており、その水準はリーマンショック前のピークとなる2007～08年度に近づいている。

図表8 地方財政計画(歳入)の推移



(資料) 各年度地財計画資料より作成

(6) 総務省の「平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」では単独事業は5兆8,076億円と記載されており、地財計画段階では若干下回る可能性がある

地方譲与税は2兆5,754億円（1.5%）で、その多くは地方法人特別譲与税2兆211億円（1.6%）が寄与している。

地方税の伸びが財源不足の縮小に寄与してきたことは確認できるものの、この間、地方消費税、地方法人税の導入にともなう法人住民税法人税割の減税および地方法人特別譲与税の事業税への一部還元などがあり、実質的な地方税の伸びをとらえることは難しくなっている。一連の地方税制改革が地方税収にもたらした影響については、改めて検証する必要がある。

地方税見通しの内訳は、道府県税は1.7%減、市町村税は3.2%増と対照的な伸び率となっている。これは2017年度の県費負担職員給与負担事務の政令市移譲にともない、2018年度から政令市所在道府県の個人住民税2%相当が政令市に移譲された影響によるものである。

主要税目は道府県税については個人住民税所得割9.0%減、法人住民税法人税割3.9%増、事業税2.4%減、地方消費税2.3%増。市町村税については個人住民税所得割8.1%増、法人住民税法人税割2.4%増、固定資産税0.5%増となっている。

2018年度の政府税制改正大綱では、国税森林環境税の新設、所得税、個人住民税所得割の給与所得控除等の見直し、地方消費税の清算基準の見直しなど大きな改正が盛り込まれたが、2018年度の実施は地方消費税の改正が主なものである。

地方消費税は最終消費地に帰属させるため、従来、小売年間販売額およびサービス業対個人事業収入額（75%）、人口（12.5%）、従業者数（12.5%）を基準に按分してきたが、2015年度税制改正以降、段階的に従業者数に対する人口のウェイトを引き上げ、2018年度は従業者数の基準を廃止、上記の商業統計と人口を各50%とした。なお、商業統計のうち百貨店や家電大型専門店などの販売額は除外される。

これにより、従来よりも地方圏の按分額が増えると考えられ、結果として地方税の偏在是正の効果が予想されている。

◆ 地方交付税

図表9は2008年度以降の交付税総額に関する地財対策の推移である。

総額では2013年度以降減少傾向にある一方で、2018年度の法定率分は15兆5,471億円（地方法人税を除く4税分14兆8,938億円、地方法人税6,533億円）（2.5%）と8年連続で増加傾向が続いている。

その結果、地財対策では一般会計の臨時財政対策加算（国地方の折半ルールの国負担分）が大幅に縮小し、一般会計以外の公庫債権準備金取り崩しなどの財源対策が中心と

図表9 地方交付税総額の財源対策

(億円)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	備考
法定率分	146,657	113,334	95,530	106,101	110,517	112,304	122,194	140,270	151,471	151,634	155,471	
国税決算精算分(補正含む)	-2,000		-7,470	-999	-4,464	-3,808	-3,145	-2,486	-1,811	-3,874	-2,355	法定率分国税見込みの下振れ分過年度精算
交付税特会借入金利子	-5,711	-5,711	-5,712	-4,361	-2,428	-1,746	-1,729	-1,614	-1,584	-820	-804	
交付税特会借入償還			-7,812	-1,000	-1,000	-1,000	-2,000	-3,000	-4,000	-4,000	-4,000	
国税決算精算等繰り延べ		4,994	14,408									
過年度繰越金	5,869			10,126	4,608	2,199	11,349	9,224	12,644			法定率分国税見込み上振れ分
交付税特会剰余金	2,502	2,801	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	750	交付税特会償還利払い剰余金
既往法定分	6,744	7,231	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	過年度地方負担分の補てん
臨時財政対策加算		25,553	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655	折半対象一般会計繰り入れ
別枠加算		10,000	14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300				折半対象外一般会計繰り入れ
公庫債権準備金					3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金活用
交付税総額	154,061	158,202	168,935	173,734	174,545	170,624	168,855	167,548	167,003	163,298	160,084	

(資料) 各年度地財計画資料より作成

(注) 地財対策の資料では2018年度の国税決算精算等繰延べは法定率分に反映されているため、そのまま記載した

なった。

近年、もっとも交付税総額の財源対策が厳しかったのはリーマンショック後の2010年度で、法定率分が10兆円を下回り、約7.3兆円の交付税の追加計上を国税決算繰り延べや国と地方の折半ルールにもとづく臨時財政対策加算、別枠加算などで補てんされた。

これと比較して、現在の交付税総額をめぐる地財対策の状況は、改善されたようにみえるが、臨財債の発行額は依然として4兆円弱と高い水準にあり、しかも既発債への充当額が大半を占めていることからすれば、地方負担の解消を先送りし、もっぱら国の一般会計加算の縮小を優先させたということができる。

臨財債は文字通り臨時的な財源対策であり、本来は交付税による財源補てんが基本である。23年連続で地方交付税法第6条の3第2項⁽⁷⁾の規定に該当するなかで、法定率分の見直しを含む地方行財政改革の方向を明確にすべきである。

なお、普通交付税における需要額（臨財債振替前）伸び率の概算は、個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費、事業費補正除く）が道府県分0.0%、市町村分1.0%。包括算定経費が道府県分マイナス5.5%、市町村分マイナス5.5%との見通しである。ここ数年、包括算定経費の減少傾向がみられるが、単位費用の算定内訳が文字通り包括的であり、増減の要因がわかりにくい。

国は包括算定経費の見直しの内容について、より丁寧な説明を加えるべきである。

需要額の算定内容の見通しでは、地域の元気創造事業費の「行革努力分」から「地域活性化分」、人口減少等特別対策事業費の「取組の必要性」から「取組の成果」への補正係数のシフトの2年目となること。

既述のように歳出特別枠の廃止にともなう「地域経済・雇用対策費」および個別項目の単位費用への包括算入がいずれも廃止されること。

いわゆる平成合併の交付税算定特例の終了を踏まえた「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」の追加的な算定として、その他教育費における図書館および社会体育施設の経費に関する人口密度補正。保健衛生費における保健福祉関連の住民サービスの経費の割り増し補正（経常態容補正）。商工行政費、地域振興費、包括算定経費における単位費用の見直しが行われること。

保育所における障がい児保育の経費を充実させ、従来の社会福祉費と包括算定経費での算定から、社会福祉費に一本化すること。

以上の見直しのうち、地方創生関連や歳出特別枠の廃止は、小規模自治体の交付税配分に影響が出るものと予想される。

◆ 国庫支出金

地財対策段階では詳細な金額は確定していないが、概数で13.7兆円（1.1%）であり、主に社会保障関係費の増加によるものである。

◆ 地方債

地方債は9兆2,186億円（0.3%）で、主な項目は公共事業等債1兆6,476億円（0.2%）、

(7) 「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする」

一般単独事業債 2兆2,634億円 (3.2%)、臨財債 3兆9,865億円 (▲1.5%) などである。

一般単独事業債のうち、金額が最も大きいのは旧合併特例債6,200億円 (前年度同)、ついで緊急防災・減災事業債5,000億円 (前年度同)、公共施設等適正管理事業債4,320億円 (37.1%) などである。

このうち旧合併特例債は、合併後10年を期限としていたが、東日本大震災後の2012年に被災地自治体ではさらに10年、その他の合併自治体では5年延長し、発行可能額の枠を積極的に活用する動きがみられ、金額も前年度と同水準となっている。

なお、自民党は2018年の通常国会で、さらに5年程度伸ばす関連法案 (議員立法) を提出する決定をしている⁽⁸⁾。

合併特例債は、もともと合併後の新自治体への移行を促すことが目的であったが、合併後最大20年間活用できるとなれば、たとえ新市建設計画の事業とはいえ起債条件の有利な単なる単独事業債と実態は変わらない。

しかも、現在は公共施設の除却にもあてることができるようになり、公共施設等の老朽化対策事業とあわせて、合併後に進まなかった公共施設の統廃合を後押しする役割を果たしている。

交付税の合併算定替え対策とあわせてみると、合併による行政効率性をメリットの一つとして平成合併を迫った国とそのメリットをかかげて合併を推進した地方の双方に、合併の意義を改めて総括する責任がある。

おわりに

2018年度は歳出特別枠の廃止と一般財源総額水準確保の最終年という節目の年となり、地方財政は2019年度以降へ向けて新たなステージに立っている。

今後注目すべきは、6月に閣議決定が予定されている基本方針2018である。

この方針で、2020年までの国地方のプライマリーバランスの黒字化に代わる財政健全化のスケジュールとその内容がどのように盛り込まれるか。その上で政府の財源保障に関する考え方がどのように示され、「一般財源総額確保」が明記されるかどうか。また、明記された場合に、その水準や期間はどのような内容となるかといった点が注目される。

(8) 2018年1月31日日本経済新聞朝刊「合併特例債の発行期限5年延長 自民部会が改正案了承」

財政健全化をめぐっては、2018年度が経済財政再生計画の諮問会議における中間評価の年となることから、地方の社会保障経費や交付税などに厳しい目が向けられることに留意する必要がある。

地財計画の内容に関わるものでは、社会保障の充実や森林政策などの方針などが論点となるだろう。

まず、社会保障の充実については、2019年10月の消費増税および地方消費増税の実施の判断を含めた子育て政策の充実が、財政健全化を背景にどのような内容となるかである。とくに幼児教育の無償化については、政府が新たに設置した有識者会議において、今年6月を目途に認可外保育所などの無償化対象が検討されており、その結論は地財計画の規模や自治体の単独事業の内容に関わってくる。

また、森林政策については、2019年度の森林環境譲与税の導入にともなう自治体の森林整備が新たな経費として見込まれる⁽⁹⁾。

少なくとも以上のような経費と財源が、2019年度の地財計画の歳出歳入の規模、一般財源総額の水準に関係してくるだろう。

これらの要素を織り込みつつ、2018年度はこれまでのリーマンショック対策や地方創生枠で、かりそめに保障されてきた地財規模や一般財源総額の内容や水準が改めて問われる年である。

今後、財源保障枠をめぐり地方六団体をはじめとする地方側から、いかなる主張がなされるか是非注目したい。

その際、一般財源総額という量的な水準だけでなく、これによりどのような地方行政を「標準」とするのかという質的内容にも留意すべきである。

2009年度のリーマンショックの地財対策以降、歳出特別枠や地方創生枠（まち・ひと・しごと創生事業費）により、一般財源総額の水準はかりそめに引き上げられてきた。しかし、今回、一般財源総額の水準が改めて問われるにあたり、社会保障、教育などのさまざまな分野において、具体的にどのような経費の充実が求められるのか。そのために必要な一般財源総額とはいかなる水準であるのかという積み上げの議論が必要である。

(9) 2018年度税制改正案において、同じく同改正案で盛り込まれた2024年度の国税森林環境税の導入に先行するもので、間伐や林業の人材育成などの自治体の森林政策の財源として、主に市町村に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口を基準に配分される。

なお、この税制については、青木宗明（神奈川大学）や三木義一（青山学院大）などが租税理論や森林政策への効果などの点で問題点を指摘している

このことは交付税の算定内容の問題にも関わってくる。本誌の1月号の拙著でも述べたように、人口要素（人口や高齢者人口等）を測定単位とする交付税算定のウエイトが高まるなかで、需要額の算定結果を通じて交付税配分の大都市圏と地方圏の格差が広がる可能性がある。

人口減少社会に直面するなかで、交付税算定において人口等では反映されない財政需要を充実させる見直しも必要である。

いみじくも、国税森林環境税をめぐる総務省の報告書では「日本の国土の礎とも言うべき森林を守るための貴重な財源を確保する手段として、国民皆で森林を支える仕組みとして、重要な意義を持つ」と明記されており、こうした環境保全にかかる交付税算定を充実させることも考えられる。

その点では今回の森林環境税の議論とは別に交付税算定のあり方も議論する必要があるだろう。

財政学者の伊東弘文によれば、財政調整は「国の形」の問題であり、自治体の連帯なくして財政調整はできないと述べている。

地方創生やふるさと納税などにより自治体間競争が煽られ、税源の偏在是正をめぐる自治体間が対立するなかで、自治体は地方税制や交付税制度を通じた「国の形」を「連帯」して描く時機に来ているのではないだろうか。

（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

キーワード：地財計画／基金問題／歳出特別枠／まち・ひと・しごと創生事業費／公共施設等適正管理推進事業費

【参考文献】

- 石原信雄『新地方財政調整制度論改訂版』ぎょうせい、2016年
伊東弘文『現代財政の変革』ミネルヴァ書房、2005年
今井照「原発災害避難者の実態調査（5次）」『自治総研』2016年4月号、地方自治総合研究所
宮崎雅人「地方単独事業と財政支援措置：市町村における単独事業を中心に」『三田学会雑誌』
Vol. 58 No. 1（2005. 4）、慶應大学経済学会
飛田博史「2017年度普通交付税結果の検証」『自治総研』2018年1月号、地方自治総合研究所
全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（1月25日）配布資料

<資料1>

平成30年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成29年12月22日

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費 1.0 兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る 62.1 兆円を確保
- ・ 精算減(平成 28 年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について 16.0 兆円を確保。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1 兆円抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税: 15.9 兆円(前年度比▲0.4 兆円) 臨時財政対策債: 4.6 兆円(同+0.5 兆円)

一般財源総額 62.1 兆円(前年度比+0.04 兆円、前年度 62.1 兆円)

一般財源総額(水準超経費除き) 60.3 兆円(同+0.01 兆円、同 60.3 兆円)

・ 地方税	39.4 兆円(前年度比 +0.4 兆円、前年度 39.1 兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7 兆円(同 +0.1 兆円、同 2.7 兆円)
・ 地方交付税	16.0 兆円(同 ▲0.3 兆円、同 16.3 兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0 兆円(同 ▲0.1 兆円、同 4.0 兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5 兆円を計上(前年度比+0.1 兆円)

(3) 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

- ・ 平成 26 年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を 0.2 兆円確保した上で、歳出特別枠(前年度 0.2 兆円)を廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税 0.4 兆円(前年度比▲0.0 兆円)を確保

(資料) 総務省ホームページ

歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地 方 税	39.4	39.1	0.4	0.9
	地 方 譲 与 税	2.6	2.5	0.0	1.5
	地 方 特 例 交 付 金	0.2	0.1	0.0	16.3
	地 方 交 付 税	16.0	16.3	▲ 0.3	▲ 2.0
	国 庫 支 出 金	13.7	13.5	0.1	1.1
	地 方 債	9.2	9.2	0.0	0.3
	臨 時 財 政 対 策 債	4.0	4.0	▲ 0.1	▲ 1.5
	臨 時 財 政 対 策 債 以 外	5.2	5.1	0.1	1.7
	使 用 料 及 び 手 数 料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.6
	雑 収 入	4.3	4.2	0.0	0.6
そ の 他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	26.8	
計		86.9	86.6	0.3	0.3
一 般 財 源 (水 準 超 経 費 を 除 く)		62.1	62.1	0.0	0.1
		60.3	60.3	0.0	0.0
歳 出	給 与 関 係 経 費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.1
	一 般 行 政 経 費	37.1	36.6	0.5	1.4
	う ち 補 助	20.2	19.8	0.5	2.3
	う ち 単 独	14.1	14.0	0.0	0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	0.2	▲ 0.2	皆減
	公 債 費	12.2	12.6	▲ 0.4	▲ 3.0
	維 持 補 修 費	1.3	1.3	0.0	3.8
	投 資 的 経 費	11.6	11.4	0.3	2.3
	直 轄 ・ 補 助	5.8	5.7	0.1	1.4
	単 独	5.8	5.6	0.2	3.2
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.4	0.1	37.1
	公 営 企 業 繰 出 金	2.6	2.5	0.0	1.4
	水 準 超 経 費	1.8	1.8	0.0	1.7
計		86.9	86.6	0.3	0.3

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

平成 30 年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
平成29年12月22日

I 平成 30 年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	86兆9,000億円程度	(㊟86兆6,198億円、+2,800億円程度、+0.3%程度)
② 地方一般歳出	71兆2,700億円程度	(㊟70兆6,333億円、+6,400億円程度、+0.9%程度)
③ 一般財源総額	62兆1,159億円	(㊟62兆 803億円、+ 356億円、+ 0.1%)
・水準超経費除き	60兆2,759億円	(㊟60兆 2,703億円、+ 56億円、+ 0.0%)
④ 地方交付税	16兆 85億円	(㊟16兆3,298億円、▲3,213億円、▲ 2.0%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	42兆 48億円	(㊟41兆6,027億円、+4,021億円、+ 1.0%)
⑥ 臨時財政対策債	3兆9,865億円	(㊟ 4兆 452億円、▲ 587億円、▲ 1.5%)
⑦ 財源不足額	6兆1,783億円	(㊟ 6兆9,710億円、▲7,927億円、▲11.4%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	4,227億円	(㊟ 4,503億円、▲ 276億円、▲ 6.1%)
② 規模	1兆1,100億円程度	(㊟1兆2,842億円、▲1,800億円程度、▲13.6%程度)

(2) 全国防災事業

規模	1,035億円	(㊟ 946億円、+ 89億円、+ 9.4%)
----	---------	-------------------------

Ⅱ 通常収支分

地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 62兆1,159億円（前年度比 +356億円、+0.1%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 60兆2,759億円（同 +56億円、+0.0%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.9%程度（㉑67.0%）

・ 地方税	39兆4,294億円（前年度比+3,631億円、+0.9%）
・ 地方譲与税	2兆5,754億円（同 +390億円、+1.5%）
・ 地方交付税	16兆85億円（同 ▲3,213億円、▲2.0%）
・ 地方特例交付金	1,544億円（同 +216億円、+16.3%）
・ 臨時財政対策債	3兆9,865億円（同 ▲587億円、▲1.5%）

地方債 9兆2,186億円（前年度比 +279億円、+0.3%）

・ 臨時財政対策債	3兆9,865億円（前年度比 ▲587億円、▲1.5%）
・ 臨時財政対策債以外	5兆2,321億円（同 +866億円、+1.7%）
➢ 通常債	4兆4,421億円（同 +866億円、+2.0%）
➢ 財源対策債	7,900億円（同 0億円、0.0%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆 85億円（前年度比 ▲3,213億円、▲2.0%）

<参考>概算要求時点 15兆9,264億円（前年度比 ▲4,034億円、▲2.5%）

【一般会計】	15兆3,606億円 (a)
① 地方交付税の法定率分	14兆6,583億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	14兆8,938億円
・ 国税減額補正精算分 (20、21、28)	▲ 2,355億円
② 一般会計における加算措置	7,022億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	5,367億円
・ 臨時財政対策特例加算	1,655億円
【特別会計】	6,479億円 (b)
① 地方法人税の法定率分	6,533億円
② 交付税特別会計借入金償還等	▲ 4,054億円
・ 交付税特別会計借入金償還額	▲ 4,000億円
・ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 804億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	750億円
③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000億円
【地方交付税】 (a) + (b)	<u>16兆 85億円</u>

※ 地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
地方交付税	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0

3 臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債 3兆9,865億円（前年度比 ▲587億円、▲1.5%）

<参考>概算要求時点 4兆5,674億円（前年度比 5,222億円、+12.9%）

- ・ 折半ルール分 1,655億円（前年度比 ▲4,995億円、▲75.1%）
- ・ 元利償還金分等 3兆8,210億円（同 +4,408億円、+13.0%）

4 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額

- 公共施設等適正管理推進事業費 4,800億円（㉑ 3,500億円）
- ※ このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を250億円増額

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成30年度においても引き続き1兆円を確保

6 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠（㉑1,950億円）を廃止

- 歳出の確保 1,950億円
 - 公共施設等適正管理推進事業費の増 1,300億円
 - 公共施設等の維持補修費の増 250億円
 - 社会保障関係の地方単独事業費の増 400億円

7 財源不足の補填

平成30年度における財源不足額 6兆1,783億円（前年度比 ▲7,927億円、▲11.4%）
 うち折半対象財源不足額 3,311億円（同 ▲9,990億円、▲75.1%）

○ 平成29年度から平成31年度までの国と地方の折半ルールを適用し、以下のとおり財源不足額を補填

【折半対象以外の財源不足額】	5兆8,472億円
① 財源対策債の発行	7,900億円
② 地方交付税の増額による補填	1兆2,362億円
・ 平成28年度国税決算精算繰延べ	2,245億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	5,367億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	750億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	3兆8,210億円
【折半対象財源不足額】	3,311億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	1,655億円
② 臨時財政対策債の発行	1,655億円

<平成28年度国税決算精算繰延べ>

平成28年度の国税決算が減になったことに伴う精算額2,245億円については、平成30年度の地方交付税総額を確保する観点から、全額を平成34年度から平成38年度に繰り延べ

<地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用>

「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第14条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ、まち・ひと・しごと創生事業費を中心とした財源に活用

- ・ 平成30年度は4,000億円を活用（②4,000億円）

※ 平成29年度から平成31年度までの3年間で総額9,000億円以内

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税		4,227億円
	(前年度比 ▲276 億円、▲6.1%)	
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要		
① 直轄・補助事業の地方負担分		3,201 億円
② 地方単独事業分		624 億円
▪ 単独災害復旧事業		202 億円
▪ 中長期職員派遣、職員採用等		422 億円
③ 地方税等の減収分		403 億円
▪ 地方税法等に基づく特例措置分		341 億円
▪ 条例減免分		62 億円

※ 平成30年度の所要額は、4,227億円であるが、予算額は年度調整分970億円を除いた3,257億円(平成29年度予算額:3,464億円)となる

※ 震災復興特別交付税の平成23~30年度分の予算額の累計額(不用額を除く)は4兆6,913億円

公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、地方財政措置を拡充

1. 地方財政計画の計上

- 「公共施設等適正管理推進事業費」を増額(㉨3, 500億円 → ㉨4, 800億円)
- ※ このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を増額(250億円)

2. 地方財政措置の拡充

- 「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業及び地方交付税措置の拡充

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ▪ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ▪ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】 ▪ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道) 対象を追加	90%	30%
③ 転用事業 ▪ 他用途への転用事業		↓
④ 立地適正化事業 ▪ コンパクトシティの形成に向けた事業		財政力に応じて 30~50%
⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】 ▪ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ▪ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		【拡充】
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ▪ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分 75%の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分	平成30年度 （見込）	平成29年度	
歳入合計 ①	869,000 程度	866,198	
地方税 ②	394,294	390,663	
地方譲与税 ③	25,754	25,364	
地方特例交付金 ④	1,544	1,328	
地方交付税 ⑤	160,085	163,298	
地方債 ⑥	92,186	91,907	
うち臨時財政対策債 ⑦	39,865	40,452	
復旧・復興事業分 ⑧	▲ 77	▲ 77	
全国防災事業分 ⑨	▲ 306	▲ 225	
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	621,159	620,803
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	66.9% 程度	67.0%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	10.6% 程度	10.6%

（参考）

- 地方の借入金残高 192兆円程度（平成30年度末見込み）
（東日本大震災分を含む）
※平成29年度末見込み 195兆円程度
- 交付税特別会計借入金残高 31.6兆円（平成30年度末見込み）
※平成29年度末見込み 32.0兆円

1. 平成30年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	394,294 億円	390,663 億円	0.9 %
	地 方 譲 与 税	25,754 億円	25,364 億円	1.5 %
	地 方 特 例 交 付 金	1,544 億円	1,328 億円	16.3 %
	地 方 交 付 税	160,085 億円	163,298 億円	▲ 2.0 %
	地 方 債	92,186 億円	91,907 億円	0.3 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	39,865 億円	40,452 億円	▲ 1.5 %
	復 旧 一 般 財 源 充 実 事 当 業 分 類	▲ 77 億円	▲ 77 億円	0.0 %
復 旧 一 般 財 源 充 実 事 当 業 分 類	▲ 306 億円	▲ 225 億円	36.0 %	
歳 入 合 計 約	869,000 億円	866,198 億円	約 0.3 %	
「 一 般 財 源 」		621,159 億円	620,803 億円	0.1 %
(水 準 超 経 費 を 除 く)		602,759 億円	602,703 億円	0.0 %
歳 出	給 与 関 係 経 費 約	203,100 億円	203,209 億円	約 ▲ 0.1 %
	退 職 手 当 以 外 約	187,300 億円	186,737 億円	約 0.3 %
	退 職 手 当 約	15,800 億円	16,472 億円	約 ▲ 4.1 %
	一 般 行 政 経 費 約	370,600 億円	365,590 億円	約 1.4 %
	う ち 補 助 分 約	202,400 億円	197,809 億円	約 2.3 %
	う ち 単 独 分 約	140,600 億円	140,213 億円	約 0.3 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 重 点 課 題 対 応 分	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 費	- 億円	1,950 億円	皆減
	公 債 費 約	122,100 億円	125,902 億円	約 ▲ 3.0 %
	維 持 補 修 費 約	13,100 億円	12,621 億円	約 3.8 %
	投 資 的 経 費 約	116,200 億円	113,570 億円	約 2.3 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分 約	58,100 億円	57,273 億円	約 1.4 %
	う ち 単 独 分 約	58,100 億円	56,297 億円	約 3.2 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800 億円	3,500 億円	37.1 %
	公 営 企 業 繰 出 金 約	25,600 億円	25,256 億円	約 1.4 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分 約	15,800 億円	15,863 億円	約 ▲ 0.4 %
	水 準 超 経 費	18,400 億円	18,100 億円	1.7 %
	歳 出 合 計 約	869,000 億円	866,198 億円	約 0.3 %
(水 準 超 経 費 を 除 く) 約		850,600 億円	848,098 億円	約 0.3 %
地 方 一 般 歳 出 約		712,700 億円	706,333 億円	約 0.9 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

2. 平成30年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳 入	震災復興特別交付税	4,227 億円	4,503 億円	▲ 6.1 %
	国庫支出金	約 6,700 億円	8,059 億円	約 ▲ 16.9 %
	地方債	32 億円	161 億円	▲ 80.1 %
	一般財源充当分	77 億円	77 億円	0.0 %
計		約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %
歳 出	直轄・補助事業費	約 9,800 億円	11,406 億円	約 ▲ 14.1 %
	地方単独事業費	1,026 億円	1,231 億円	▲ 16.7 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	403 億円	389 億円	3.6 %
	計	約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳 入	地方税	728 億円	720 億円	1.1 %
	一般財源充当分	306 億円	225 億円	36.0 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計		1,035 億円	946 億円	9.4 %
歳 出	公債費	1,035 億円	946 億円	9.4 %
	計	1,035 億円	946 億円	9.4 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参考)

平成30年度地方財政収支見通しの概要 (通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目		平成30年度 (見込)	平成29年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	395,022 億円	391,383 億円	0.9 %
	地 方 譲 与 税	25,754 億円	25,364 億円	1.5 %
	地 方 特 例 交 付 金	1,544 億円	1,328 億円	16.3 %
	地 方 交 付 税	164,312 億円	167,801 億円	▲ 2.1 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	160,085 億円	163,298 億円	▲ 2.0 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,227 億円	4,503 億円	▲ 6.1 %
	地 方 債	92,218 億円	92,068 億円	0.2 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	39,865 億円	40,452 億円	▲ 1.5 %
	歳 入 合 計	約 881,100 億円	879,986 億円	約 0.1 %
「 一 般 財 源 」		626,497 億円	626,328 億円	0.0 %
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 203,100 億円	203,209 億円	約 ▲ 0.1 %
	退 職 手 当 以 外	約 187,300 億円	186,737 億円	約 0.3 %
	退 職 手 当	約 15,800 億円	16,472 億円	約 ▲ 4.1 %
	一 般 行 政 経 費	約 370,600 億円	365,590 億円	約 1.4 %
	う ち 補 助 分	約 202,400 億円	197,809 億円	約 2.3 %
	う ち 単 独 分	約 140,600 億円	140,213 億円	約 0.3 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し こ と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 重 点 課 題 対 応 分	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	- 億円	1,950 億円	皆減
	公 債 費	約 122,100 億円	125,902 億円	約 ▲ 3.0 %
	維 持 補 修 費	約 13,100 億円	12,621 億円	約 3.8 %
	投 資 的 経 費	約 116,200 億円	113,570 億円	約 2.3 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約 58,100 億円	57,273 億円	約 1.4 %
	う ち 単 独 分	約 58,100 億円	56,297 億円	約 3.2 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800 億円	3,500 億円	37.1 %
	公 営 企 業 繰 出 金	約 25,600 億円	25,256 億円	約 1.4 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 15,800 億円	15,863 億円	約 ▲ 0.4 %
	水 準 超 経 費	18,400 億円	18,100 億円	1.7 %
	大 東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 事 業 費	約 11,100 億円	12,842 億円	約 ▲ 13.6 %
全 国 防 災 事 業 費	1,035 億円	946 億円	9.4 %	
歳 出 合 計	約 881,100 億円	879,986 億円	約 0.1 %	
地 方 一 般 歳 出		約 723,700 億円	719,132 億円	約 0.6 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和58年度	0.9	0.2	▲ 0.1	▲ 4.9
59	1.7	0.3	6.8	▲ 3.9
60	4.6	3.5	10.6	10.9
61	4.6	4.3	6.9	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 (6.5)	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(参 考 2)

地 方 債 等 関 係 資 料

年 度	地 方 債 額 計 画 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和58年度	50,011	11,911	10.5	52
59	47,602	▲2,409	9.9	55
60	39,500	▲8,102	7.8	57
61	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲134	7.9	70
4	51,400	▲4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲9,270	16.7	201
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲3,118	13.6	201
25	111,517	▲137	13.6	201
26	105,570	▲5,947	12.7	201
27	95,009	▲10,561	11.1	199
28	88,607	▲6,402	10.3	198
29	91,907	3,300	10.6	195程度 (見込)
30	92,186	279	10.6	192程度 (見込)

<資料2>

平成30年度 普通交付税の算定方法の改正について

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」(H30年度地方財政計画:1兆円)に対応した算定

地方財政計画に計上することとしている「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応し、「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において算定することとしている。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成30年度は「取組の必要度」に応じて4,340億円程度(道府県分1,450億円程度、市町村分2,890億円程度)、「取組の成果」に応じて1,660億円程度(道府県分550億円程度、市町村分1,110億円程度)を算定することとしている。

また「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成30年度は「行革努力分」として2,340億円程度(道府県分590億円程度、市町村分1,750億円程度)、「地域経済活性化分」として1,560億円程度(道府県分390億円程度、市町村分1,170億円程度)を算定することとしている。

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしている。

2 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止

地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止に対応し、「地域経済・雇用対策費」による算定及び既存費目の単位費用への算入による算定を廃止することとしている。

(資料) 全国都道府県財政課長・市町村担当者課長合同会議(1月25日)配布資料

3 「トップランナー方式」等を反映した算定

トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）について、平成30年度においては、平成28年度又は平成29年度から導入した18業務について、段階的な反映における3年目又は2年目の見直しを実施することとしているとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしている。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し（上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定）については、段階的な反映における3年目の見直しを実施することとしている。

4 障害児保育に要する経費の算定

保育所における障害児の受入れ及びこれに伴う保育士の配置の実態を踏まえ、障害児保育に要する経費については、400億円程度を増額して800億円程度を算定することとし、社会福祉費及び包括算定経費における算定（社会福祉費において保育所在籍児童数を用いた密度補正を適用）から、社会福祉費における算定（受入障害児数を用いた密度補正を適用）に変更することとしている。

5 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成28年度又は平成29年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしている。

また、新たに、その他の教育費における図書館及び社会体育施設に要する経費について人口密度に応じた補正の適用、保健衛生費における保健福祉に係る住民サービスのための経費を算定する経常態容補正について本庁からの距離に応じて割増並びに商工行政費、地域振興費及び包括算定経費において単位費用の見直しを行うこととし、平成30年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしている。

なお、資料は後日配布することとしている。

平成30年度普通交付税額の推計について

個別算定経費

A1

(地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費及び公債費・事業費補正を除く)

○推計参考伸率 (前年度算定比) 道府県分±0.0% 市町村分+1.0%

+

包括算定経費

A2

○推計参考伸率 (前年度算定比) 道府県分△5.5% 市町村分△5.5%

+

地域の元気創造事業費

○当該団体で推計 別添資料3を参照

+

人口減少等特別対策事業費

○当該団体で推計 別添資料3を参照

+

公債費・事業費補正

○当該団体で推計

A3

|

臨時財政対策債発行可能額

○当該団体で推計 別添資料7を参照

|

基準財政収入額

○当該団体で推計

A4

||

普通交付税額

個別算定経費の留意点

個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費及び公債費・事業費補正を除いた経費）については、前年度算定額を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるため、各団体ごとの態容や基礎数値の変動などにより異なる点に留意し、勘案すること（次ページ参照）。

A1-a~c

a. 測定単位の変動による増減

《教職員数、児童・生徒数等の毎年の更新》

b. 密度補正等の基礎数値の変動による増減

《1～3号認定子どもの数、障害福祉サービス利用者数、
介護サービス受給者数、生活保護扶助者数等の更新》

○密度補正等の基礎数値の変動（毎年）

- ・全般的に密度補正等の基礎数値の変動には留意が必要だが、特に1～3号認定子どもの数、障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数、土砂災害防止法に基づく基礎調査実施箇所数等の基礎数値が大幅に変動することにより基準財政需要額の伸びが異なるケースが多いことに留意。
- ・平成29年度に引き続き、私立幼稚園の新制度への移行に伴う1、2号認定を受けた子どもの数の変動に留意（道府県分においては、測定単位（私立学校の幼児数）の変動に留意）。

c. その他

最近の決算の状況等を踏まえ、普通態容補正の個別係数等の補正係数を見直すことがあること。

包括算定経費の留意点

前年度算定時の包括算定経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるので、団体の規模(人口・面積)により異なる点に留意し、勘案すること。

公債費・事業費補正の留意点

- ① 新規に発行したもの、据置期間が終了して元利償還金が大きく増額するものに留意。

・臨時財政対策債 ・合併特例債 等

- ② 償還が終了するものについて漏れなく反映し、過大に見積もらないこと。

・辺地、過疎対策事業債 ・地方税減収補填債 ・臨時地方道整備事業債 等

特に下記の起債が、平成29年度で償還が終了し、平成30年度に償還額が大幅に減になることに留意。

<道府県分>

臨時地方道整備事業債(H9債)

地方税減収補填債(H8債)

財源対策債(H8債)

臨時税収補填債(H9債)※

<市町村分>

臨時地方道整備事業債(H9債)

地方税減収補填債(H14債)

財源対策債(H8債)

臨時税収補填債(H9債)※

※臨時税収補填債(H9債)は、平成30年度まで償還がある。

基準財政収入額

A 4

①法人関係税及び利子割（交付金）

29年度調定見込額（10月照会）×乗率×0.75 + 精算見込額

- 法人税割の乗率 道府県1.14、市町村1.20
- 法人事業税の乗率 道府県1.22(所得・収入金課税分)、1.03(外形標準課税分)
- 利子割の乗率 道府県1.06
- 利子割交付金の乗率 市町村1.15

※法人関係税の調定見込額は、現事業年度分のみ対象

②地方消費税（交付金）

地方消費税の引上げによる増収分は100%算入

<道府県>前年度の基準財政収入額×1.03

<市町村>前年度の基準財政収入額×1.03

※上記乗率は平均的な伸率を推計。

清算基準の見直しが行われることにより、実際の伸率は団体ごとに一律ではない。

③その他の税目

前年度の各税目毎の基準財政収入額 × 地財計画の増減率

※1 基準財政収入額の推計に際しては、別添資料6「基準財政収入額の推計に係る留意事項について」を参照

※2 基準財政収入額の算定においては、各団体の当該年度の予算額ではなく前年度収入実績を基礎として算定。

+

税源移譲相当額（個人住民税） 100%算入

- ・所得税から個人住民税への税源移譲
- ・県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲

○当該団体で推計

+

地方法人特別譲与税<道府県> ×0.75

前年度の基準財政収入額×乗率×0.75 + 精算見込額

○乗率 1.03

+

地方特例交付金 ×0.75

○当該団体で推計

+

東日本大震災に係る特例加算額（減収見込額）×0.75

○当該団体で推計

||

30年度基準財政収入額推計値

平成30年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(平成30年度は平成29年度に引き続き、330億円シフト)

平成30年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,450億円程度	550億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,890億円程度	1,110億円程度	4,000億円程度
計	4,340億円程度	1,660億円程度	6,000億円程度
(前年度比増減額)	(△330億円程度)	(+330億円程度)	

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)

[道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円]

《取組の必要度》

$$\text{経常態容補正Ⅰ} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

《取組の成果》

$$\text{経常態容補正Ⅱ} = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times r \times \beta$$

- J : 人口増減率[※]
- K : 転入者人口比率
- L : 転出者人口比率
- M : 年少者人口比率[※]
- N : 出生率
- O : 若年者就業率
- P : 女性就業率
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)

(※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村))

(注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH27~29の人口増減率の平均値の差を改善度合としている

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。)

平成30年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- ・平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト（平成30年度は平成29年度に引き続き、330億円シフト）

平成30年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	590億円程度	390億円程度	980億円程度
市町村分	1,750億円程度	1,170億円程度	2,920億円程度
計 (前年度比増減額)	2,340億円程度 (△330億円程度)	1,560億円程度 (+330億円程度)	3,900億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)

〔道府県：950円 市町村：2,530円〕

《行革努力分》経常態容補正Ⅰ = $(0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$

- A : 職員数削減率
- B : ラスパイレス指数（前年度）
- C : ラスパイレス指数（直近5か年平均）
- D : 人件費削減率
- E : 人件費を除く経常的経費削減率
- F : 地方債残高削減率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差（ラスパイレス指数については、指数100との差）に応じて割増し又は割落し

（注）削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正Ⅱ =

<道府県> $(0.1125G + 0.1125H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) \times r \times \beta$

<市町村> $(0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) \times r \times \beta$

- G : 第一次産業産出額（道府県）・農業産出額（市町村）
- H : 製造品出荷額
- I : 小売業年間商品販売額
- J : 日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数（道府県）
- K : 若年者就業率
- L : 女性就業率
- M : 従業者数[※]
- N : 事業所数[※]
- O : 一人当たり県民所得（道府県）・一人当たり地方税収（市町村）
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

〔※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較（市町村）〕

（※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。）

トップランナー方式について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度の取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務	◇公用車運転	◇プール管理
◇道路維持補修・清掃等	◇一般ごみ収集	◇公園管理
◇本庁舎清掃	◇学校給食(調理)	◇庶務業務の集約化
◇本庁舎夜間警備	◇学校給食(運搬)	◇情報システムの運用
◇案内・受付	◇体育館管理	
◇電話交換	◇競技場管理	

平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇青少年教育施設管理	◇公立大学運営
------------	---------

平成30年度の取組

- 平成30年度に新たに導入する業務はなく、平成29年度までに導入した18業務について、段階的な反映における2年目又は3年目の見直しを実施。
- 窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の平成31年度の導入を視野に入れて検討。

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容					見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し			
		見直し前年度 <small>(1028導入分・平成27年度) (1029導入分・平成28年度)</small>	平成30年度	見直し最終年度					
H18導入分	◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	354,753(千円)	332,208(千円)	○	5	民間委託等	
		特別支援学校費	57,312(千円)	53,232(千円)	50,510(千円)	○	5		
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,550,647(千円)	3,550,647(千円)		3		
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	334,448(千円)	334,448(千円)	○	3		
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	据え置き	○	-		指定管理者制度導入、民間委託等
	◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
	◇庶務業務 (人事・給与・旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円) の減	8,270(千円) の減	○	1		庶務業務の集約化
H19導入分	◇青少年教育施設管理	その他の教育費	162,599(千円)	148,179(千円)	140,969(千円)	○	3	指定管理者制度導入	
	◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部	1,694(千円/人)	1,600(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化
			保健系学部	1,938(千円/人)	1,830(千円/人)	1,668(千円/人)			

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容					見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し				
		見直し前年度 <small>(1028導入分・平成27年度) (1029導入分・平成28年度)</small>	平成30年度	見直し最終年度						
H18導入分	◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	3,239(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○	5	民間委託等		
		中学校費	3,707(千円/1校)	3,239(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○				
		高等学校費	7,353(千円/1校)	6,633(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○				
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)	139,129(千円)		3			
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	44,359(千円)	○	○		3	
	◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○	-			
	◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○	-			
	◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○	-			
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	29,441(千円)	○	○		3	指定管理者制度導入、民間委託等
	◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○	-			
	◇庶務業務 (人事・給与・旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	6,840(千円) の減	11,398(千円) の減	○	○		5	庶務業務の集約化
	◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、 税務関連システム、 福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	13,265(千円)	○	3		情報システムのクラウド化	
		徴収費	32,030(千円)	24,160(千円)	24,160(千円)					
包括算定経費		36,204(千円)	27,309(千円)	27,309(千円)						
H19導入分	◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部	1,694(千円/人)	1,600(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化	
			保健系学部	1,938(千円/人)	1,830(千円/人)	1,668(千円/人)				

基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し

- 地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率(※)として基準財政収入額の算定に反映

※〔見直し前〕全国の平均的な徴収率 → 〔見直し後〕上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率
(過去5年平均)

➡ 実効的な徴収対策の一層の取組を促進

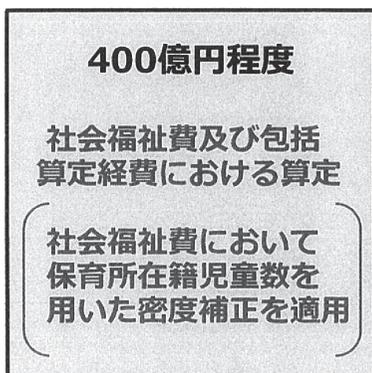
		見直し前	見直し後		参考 32年度予定 (5年目)
			29年度 (2年目)	30年度 (3年目)	
都道府県税	個人均等割	98.0%	98.2%	98.4%	98.6%
	所得割	98.0%	98.2%	98.4%	98.6%
	個人事業税	98.5%	98.6%	98.7%	98.8%
	不動産取得税	96.5%	97.3%	97.7%	98.5%
	ゴルフ場利用税	99.7%	99.8%	99.9%	100.0%
	鉱区税	98.5%	99.1%	99.4%	100.0%
市町村税	個人均等割	98.0%	98.2%	98.4%	98.6%
	所得割	98.0%	98.2%	98.4%	98.6%
	固定資産税(土地)	98.0%	98.2%	98.4%	98.6%
	固定資産税(家屋)	98.0%	98.2%	98.3%	98.5%
	固定資産税(償却)	98.5%	98.7%	98.8%	99.0%
	事業所税	99.8%	99.8%	99.9%	99.9%

※ 平成28年度から実施(地方自治体への影響等を考慮し、5年間で段階的に反映)

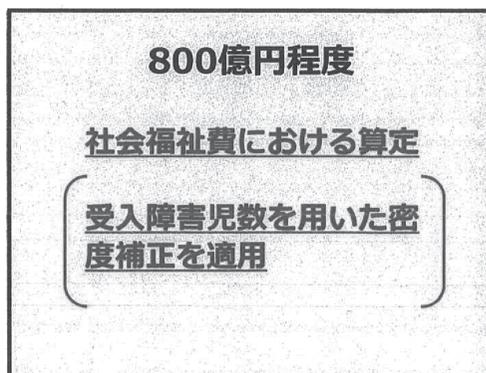
障害児保育に係る地方交付税措置

- 「障害児保育に要する経費」に係る交付税措置について、**平成30年度から以下のとおり見直し。**
- ・ 厚生労働省の実態調査の結果、受入障害児数は10年間で約1.9倍（平成18年度:3.3万人、平成28年度:6.5万人）となったことを踏まえ、**措置額を800億円程度に拡充（+400億円程度）**
 - ・ 障害児保育に係る市町村の財政需要をよりの確に反映するため、社会福祉費及び包括算定経費における算定（社会福祉費において保育所在籍児童数を用いた密度補正を適用）から、**社会福祉費における算定（受入障害児数を用いた密度補正を適用）に変更。**

<現在の算定方法（H29）>



<変更後の算定方法（H30～）>



基準財政収入額の推計に係る留意事項について

- 1 基準財政収入額の見積りに当たっては、前年度(平成29年度)の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 2 個人住民税(所得割)の推計に当たっては、課税状況調における各団体の算出税額や納税義務者数の増減等により、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 3 地方消費税及び地方消費税交付金の推計に当たっては、清算基準の見直しが行われることに留意し、過少に見積もることのないようにすること。
- 4 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲(平成29年度税制改正)による影響額については、基準財政収入額に100%算入するものであること。
なお、平成29年度に引き続き、道府県住民税所得割臨時交付金及び分離課税所得割交付金について、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算するものであること。
- 5 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%が基準財政収入額に加算されることから、各団体の所要額により見積もること。
- 6 上記のほか、現時点では、前年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じるなどの方法により全国(交付団体)の総額を見積もっている。

(1) 平成29年度調定見込額(平成29年11月7日付事務連絡)を基礎として見積もるもの

区 分	見 積 り 方 法
法人関係税	<p>法人税割 29年度「調定見込額(現事業年度分)」に、 道府県分にあつては、1.14程度 市町村分にあつては、1.20程度 を乗じて試算</p> <p>法人事業税 29年度「所得・収入金課税分に係る調定見込額(現事業年度分)」に、1.22程度 29年度「外形標準課税分に係る調定見込額(現事業年度分)」に、1.03程度 を乗じて試算 ※上記乗率は、調定見込額から平均的な伸率を推計したものである。</p>
利子割(交付金)	29年度「調定見込額」に、 道府県分にあつては、1.06程度 市町村分にあつては、1.15程度 を乗じて試算

(2) 平成29年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じて見積もるもの

区 分	道 府 県 分	市 町 村 分
配当割(交付金)	0.86程度	0.86程度
株式等譲渡所得割(交付金)	1.61程度	1.61程度
自動車取得税(交付金)	1.28程度	1.26程度
軽油引取税(交付金)	1.02程度	1.02程度
地方消費税(交付金)	1.03程度	1.03程度
地方法人特別譲与税	1.03程度	—

※1 地方消費税(交付金)に係る乗率は、平均的な伸率を推計したものである(実際の伸率は団体ごとに一律ではない。)
 ※2 地方法人特別譲与税の基準財政収入額については、精算分を除く。

平成30年度の臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の総額

平成30年度の道府県と市町村の臨時財政対策債の割合は、道府県と市町村の臨時財政対策債控除前財源不足額（基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）の割合等を踏まえ、平成29年度据置としている。

これにより、平成30年度における道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能額は下表のとおりと見込まれる。

（単位：億円）

区 分	平成30年度	平成29年度	差引	伸び率
道 府 県	21,853	22,175	△322	△1.5%
市 町 村	18,012	18,278	△265	△1.5%
合 計	39,865	40,452	△587	△1.5%

※表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

2 臨時財政対策債発行可能額の算定方法

各地方団体の臨時財政対策債発行可能額については、当該団体の控除前財源不足額を基礎として以下の算式により算定する見込み。

なお、この場合、算定された臨時財政対策債発行可能額については、当該団体の基準財政需要額から振り替えることとしている。

<算式>

$$\text{発行可能額} = a \times X \times \alpha$$

$$\text{※ } X \text{ は右記により算定 } X = B / (B + C) \times \text{ア}$$

a : 控除前財源不足額（当該団体における基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）

B : 臨時財政対策債の全国総額（道府県・市町村別）

C : 普通交付税の交付基準額の全国総額（道府県・市町村別）

ア : 「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H25～29 平均）を用いた補正係数

合併算定替適用市町村におけるアの算出に当たっては、合併関係市町村の「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H25～29 平均）を、合併市町村の権能（政令市・中核市・施行時特例市、その他の市町村）に対応した算式に適用

α : 総額に合わせ付けるための率

（参考）Xのイメージ（現時点の試算値であり、算定時に変動）

道府県（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	X
0.70	0.60 程度
0.60	0.45 程度
0.50 以下	0.35 程度以下

市町村（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	X		
	(政令市)	(中核市・施行時特例市)	(その他の市町村)
1.00	0.85 程度	0.85 程度	0.85 程度
0.90	0.85 程度	0.85～0.75 程度	0.80～0.70 程度
0.80	0.70 程度	0.70～0.60 程度	0.65～0.55 程度
0.70	0.60 程度	0.55～0.45 程度	0.45～0.35 程度
0.60 以下	0.45 程度以下	0.40 程度以下	0.35 程度以下